

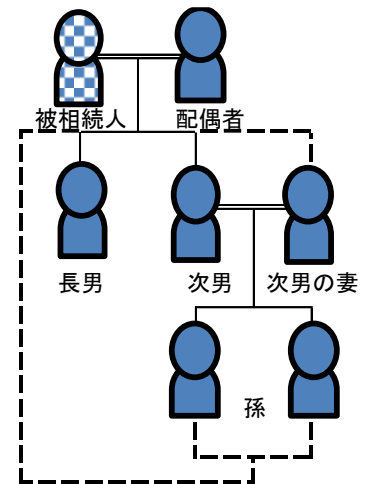


平成 29 年 1 月に相続税の軽減を目的とした養子縁組が無効かどうかという問題について、最高裁判所の判決がありました。現在、相続税の基礎控除の算出に際して、相続人の人数が考慮されます（コラム No. 012 参照）。この裁判は、相続人の配偶者を養子としたことに関して他の相続人から「相続税の軽減を目的とした養子縁組は無効」との訴えがなされたのです。判決は「(たとえ相続税の軽減が目的であったとしても) 養子縁組が直ちに無効とは言えない」という内容でした。個人的には妥当な判断と思います。

さて、上記でも少し触れましたが、相続税の計算において相続人の数が多いほど税負担が少なくなる仕組みになっています。その一方で、現在の相続税法では、相続税法で規定されている法定相続人（基礎控除の算定等の基礎となる相続人）の人数を実子がいる場合は 1 人、実子がいない場合は 2 人に制限しています（一部例外がありますが、ここでは割愛します）。そのうえ、推定被相続人の孫を養子とした場合、その養子となった孫が相続した財産については相続税額が 2 割加算されます。

右図を例にとると、次男の妻、次男の子（被相続人の孫）二人を養子にしていますが、相続税の計算で法定相続人とカウントされるのは三人のうち一人だけです。また、この孫二人の相続税は他の相続人と同じように計算した額より 2 割高くなってしまいます。

しかし、平成 15 年 4 月 1 日以前の相続ではこの 2 割加算はされませんでした。さらに昭和 63 年の改正前には、養子の数に制限もありませんでした。そのため、相続税対策のため、親戚（主に孫）を多数養子にするということまで行う人がいたのです。理論上、無制限に養子を増やせば相続税を課税されない状態にもできたわけです。



---点線が養子縁組

そのように養子を増やした人は、上記の税制改正により、折角行った養子縁組の目的（相続税の軽減）を達成することができなくなってしまったのです。更に、この場合、単に税金の問題のみならず、一度記載された戸籍は二度と消せないという事態だけが残ってしまいました。もちろん養子縁組を解消することはできるのですが、養子縁組を行った事実までは消すことができません。そのような戸籍を見た人は不思議に思うでしょうね。更に上図の例でいうと長男の相続分は 10 分の 1 なのに対し、次男一家の相続分の合計は 5 分の 2 となり、長男の不満を買うことにもなりかねません。

節税対策というのは、対策を立てる時点での法令通達に基づき、いわば抜け道のようなものを通ることが多くなります。そのため、その抜け道が不公平だということになれば国も塞ぎに来ます（コラム No. 058 や今回のケース）し、そのような意図がなくても結果として、税制改正により別のやり方をすれば課税されなかった税金が課税されることになってしまうケース（コラム No. 058、059 のケース）もあります。

節税対策を行う場合にはこのようなこともあり得るのだということを忘れずに検討することも重要だと思います。